

杉並区生活安全協議会委員名簿(第11期)

区 分	役 職	氏 名	任期
学識経験者	東京都立大学法学部教授	星 周一郎	新任(1期目)
	杉並環境カウンセラー協議会理事長	松木 茂	再任(3期目)
関係機関	杉並警察署生活安全課長	久保川 慎治	新任(1期目)
	高井戸警察署生活安全課長	佐野 博幸	新任(1期目)
	荻窪警察署生活安全課長	稲員 徳政	新任(1期目)
	杉並消防署警防課災害対策調整担当課長	五味 正継	新任(1期目)
	荻窪消防署警防課長	和田 正治	新任(1期目)
区民団体委員	杉並防犯協会会長	明石 文子	新任(1期目)
	高井戸防犯協会会長	丸山 光男	再任(9期目)
	荻窪防犯協会副会長	柳川 正尚	新任(1期目)
	杉並区町会連合会常任理事	田中 昭一	再任(2期目)
	杉並区商店会連合会副会長	川名 海男	再任(11期目)
	杉並区環境衛生協会会長	加藤 浩和	再任(2期目)
	杉並防犯協会監事	市村 敦子	再任(11期目)
区民公募委員		鷹野 義幸	新任(1期目)
		清水 淑子	新任(1期目)
		石川 貴善	再任(5期目)
		井上 尚子	新任(1期目)
		舩田 貴司	新任(1期目)
		加藤 理彩	新任(1期目)

令和6年 4 月1日

杉並区生活安全協議会事務局名簿

役 職	氏 名	連絡先	その他
環境部長	小 松 由美子	内線 3700	
危機管理室長	林 田 信 人	内線 1580	R6.4.1 異動
危機管理室地域安全担当課長	佐 野 英 哉	内線 1582	R6.4.1 異動
都市整備部土木管理課長	石 森 健	内線 3401	
環境部環境課長	近 藤 高 成	内線 3701	
環境部ごみ減量対策課長	坪 川 征 尋	内線 3721	R6.4.1 異動
杉並清掃事務所長	宮 崎 敬 司	3392-7281	
危機管理室危機管理対策課 地域安全担当係長	井 出 学	内線 1585	
環境部杉並清掃事務所 管理係長	五十嵐 元	3392-7281	
環境部環境課 生活環境担当係長	好 富 健 一	内線 3706	R6.4.1 異動
環境部環境課 生活環境担当係長	若 林 讓	内線 3707	
環境部環境課生活環境担当	大 前 康 輝	内線 3707	
環境部環境課生活環境担当	本 名 愛 子	内線 3706	R6.4.1 異動

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

平成15年3月17日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (5) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- (7) 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- (2) 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- (3) 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

(区民等の責務)

第4条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- (2) 落書きをすること。
- (3) 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
- (2) 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。

4 区民等は、自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。

5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。

6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第6条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民の自主的な組織活動への支援）

第7条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

（安全な地域社会をつくるための環境の整備）

第8条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

（ビラ等の散乱の防止等）

第9条 何人も、屋外広告物（第3項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はビラその他の宣伝用の物品（以下「ビラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

2 公共の場所において、ビラ等を配布し、又は配布されたものは、そのビラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。

（草木の除去及び廃棄物の処理の委託）

第9条の2 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

（生活安全・環境美化推進モデル地区）

第10条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活

安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

- 2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第3条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。
- 3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 4 区長は、第1項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（路上禁煙地区）

第11条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
- 4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 前2項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（指定の見直し）

第12条 第10条第1項の推進モデル地区及び前条第1項の路上禁煙地区の指定の見直しは、1年ごとに行うものとする。

（協議会の設置）

第13条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べるができる。
（協議会の組織）

第14条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（協議会の会長）

第15条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（協議会の会議）

第16条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（勧告及び命令）

第17条 区長は、第5条第3項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又

はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

- 2 区長は、第9条第1項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第9条第3項の規定に違反した者に対し、文書図画の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 区長は、第4条第2項各号若しくは同条第4項の規定に違反した者又は同条第5項若しくは第9条第2項の規定に違反したものに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
- 5 区長は、第1項から第3項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第17条の2 区長は、第4条第5項の規定に違反して前条第4項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第17条の3 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第19条 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、第17条第4項の命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(告発)

第20条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者（次号に該当するものを除く。）
- (2) 第11条第3項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

附 則

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第19条から第21条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第29号で第21条（第1号を除く。）の規定は、平成21年10月1日から施行)

- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年10月12日条例第31号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例施行規則

平成15年 9 月 30 日 規則第107号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成15年杉並区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察署と協議をするよう指導する建築物)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める建築物は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅（住戸の数が、5 以上のものに限る。）
- (2) 大規模な店舗（建物の営業を行うための店舗（小売店、飲食店、興行場その他区長が定めるものに限る。）の用に供される床面積の合計が、500平方メートル（午後11時から午前6時までの間において営業を行う施設にあっては、300平方メートル）を超えるものに限る。）
- (3) 長屋（住戸の数が、5 以上のものに限る。）
- (4) 寄宿舍及び下宿
- (5) 清涼飲料、パンその他の飲食料品の小売業を営む店舗であって、1 日につき14時間以上営業を行うもの（第 2 号に該当するものを除く。）

(委託の手続)

第 2 条の 2 条例第 9 条の 2 の規定により草木の除去及び廃棄物の処理（以下「草木の除去等」という。）を委託しようとする者は、委託申込書（第 1 号様式）により区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申込みを承諾したときは、別に定める契約書により草木の除去等の委託契約を締結するものとする。

(草木の除去等の費用)

第 2 条の 3 草木の除去等を委託する者は、前条第 2 項の契約を締結した際に、委託料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の委託料は、草木の除去等に要する実費とする。

(生活安全・環境美化推進モデル地区の指定、変更又は解除の告示)

第 3 条 条例第10条第 1 項の規定により生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）を指定したときは、生活安全・環境美化推進モデル地区標識（第 1 号の 2 様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第10条第 4 項及び第 5 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進モデル地区の名称
- (2) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示)

第 4 条 条例第11条第 1 項の規定により路上禁煙地区を指定したときは、路上禁煙地区標識（第 2 号様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第11条第 5 項及び第 6 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する期日

- (4) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する時間帯
(国又は地方公共団体の施策に協力する組織の登録等)

第5条 区長は、条例第10条第1項の規定により指定した推進モデル地区又は条例第11条第1項の規定により指定した路上禁煙地区内において、国又は地方公共団体の施策に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に関する組織活動を行う区民の自主的な組織と認めるものを、別に定めるところにより登録することができる。

- 2 区長は、前項の規定により登録した組織に対して、生活安全の確保及び環境の美化の推進を図るための啓発等に要する物品の支給その他区長が必要と認める支援を行うことができる。

(協議会の招集通知)

第6条 条例第13条第1項に規定する杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）の会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(協議会の副会長)

第7条 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(協議会の部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員（以下「部会員」という。）のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
7 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
8 部会は、重要な事項の調査審議のため必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の委員)

第9条 条例第14条第1項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 区民 13人以内
(2) 学識経験者 2人以内
(3) 関係行政機関の職員 5人以内

(勧告書)

第10条 条例第17条第1項から第3項までの規定による勧告は、勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(改善等命令書)

第11条 条例第17条第4項の規定による命令は、改善等命令書（第4号様式）により行うものとする。

(公表)

第12条 区長は、条例第17条第5項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の公表は、次に掲げる事項を杉並区広報への掲載等により行うものとする。
(1) 違反したものの住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
(2) 違反の日時及び場所
(3) 違反の内容
(4) 勧告又は命令の内容

(5) 弁明の内容その他の区長が必要と認める事項

(立入調査をする職員の身分証明書)

第12条の2 条例第17条の3第2項に規定する身分を示す証明書は、第4号の2様式のとおりとする。

(過料)

第13条 条例第21条(第1号を除く。)の規定による過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第5号様式)により告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の過料の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(第6号様式)を交付するものとする。

3 条例第21条(第1号を除く。)の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

一部改正〔平成21年規則30号・78号〕

(過料の処分をする職員の身分証明書の携帯等)

第14条 条例第21条の規定による過料の処分をする職員は、その身分を示す証明書(第7号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年10月29日規則第89号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規則第78号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【資料 3】

生活安全協議会資料
令和 6 年 12 月 13 日
生活安全協議会

「会議録の取扱い及び傍聴ルール」について

令和 6 年 4 月に生活安全協議会委員に実施した「会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート」の結果などに基づき、以下のとおり取扱い等を定めたく、ご協議のほど、お願いします。

記

1 現状の取扱い及びこれまでの経緯

(1) 会議録への氏名表記について

<現状>

生活安全協議会では、区公式ホームページ上で公表している会議録に発言委員名の表示はせず、他の複数の協議会と同様に「A 委員」、「B 委員」として表記する運用を行ってきています。しかし、同様の取扱いを行ってきた他の審議会等で、「氏名(姓) 表記すべき」といった意見も出てきています。

(2) 傍聴等のルールについて

<現状>

傍聴等の取扱いは、当協議会としてルールを定めている訳ではなく、区議会のルールを準用することとしています。

【参考：これまでの運用】

- ・傍聴を希望する者は、必要事項を「傍聴人受付票」に記入して事務局に提出する。
- ・傍聴人が「撮影や録音」などを希望する場合は、その旨申し出の上、会長の許可が必要
- ・騒ぎ立てる等、議事進行の妨げとなる行為を行った傍聴人は、会長から退場を命じられる場合がある。

近年、DX の進展により、他の協議会では、傍聴を希望する者から、協議中の録音・撮影の希望が増えています。録音・撮影されたデータは、SNS 等で配信されることや、HP 等で公表する会議録に先行して配信される可能性もあり、協議会運営において自由闊達な議論に影響を及ぼすことも考えられます。

2 アンケート調査の実施結果

上記 (1)、(2) を踏まえ、当協議会のルール (取扱い) が必要と考え、令和 6 年 4 月にアンケート調査を実施し、協議会委員のご意向を伺いました。アンケート結果は、別紙「会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート結果報告」【資料 3-2】のとおりです。

3 ルール（取扱い）について

（１）会議録の氏名表記について

アンケート調査を行った結果、『①自由闊達な発言の妨げ等になるので、従来通り、「A委員」「B委員」の記載がよい』、との意見が多数となり、一方で『公開の会議であること等に鑑みて、氏名（姓）表記がよい』との意見がありましたが、事務局としては、アンケートの結果に沿って、『AB 表記』を採用したいと考えております。

改めて、協議会の意思を確認させていただければと思います。

なお、委員が説明者となる場合は、区の説明者同様、説明者の役職名を掲載させていただきたいと考えています。代理出席で説明する場合も同様です。

<参考>

①他の附属機関の状況

区公式ホームページ上で公開が確認できた他の附属機関の会議録の表記

氏名（姓のみ）表記	13	} 約半数
「A 委員」表記	2	
「委員」表記	6	
記載なし（要旨のみの公開、非公開など）	4	
計	25	

②区の「附属機関などの会議記録の作成要領 第4(2)イ」

「発言者が委員の場合は、発言者名を記載しなくてもよいが、その場合は単に委員と記載する。」（抜粋）【資料 3-4】とされています。しかし、その表記では、ひとりの委員の質疑が続いているのか、別の方に替わっているのかなどが分かりにくいこと等から、当委員会では、会議録をご覧になっている方にとって分かりやすい表記となる様、これまで「A委員」「B委員」と表記しています。

（２）傍聴等のルールについて

①当協議会での取扱い：傍聴人による録音・撮影は認めない。

アンケートの結果、『②会議録が区公式ホームページ上に公開されるので、個人的な撮影・録音は認めるべきではない』との意見と『傍聴者本人のみが自身の資料とする使用に限って認める』との意見とほぼ二つに分れたが、アンケートの結果を踏まえ、現時点では、原則『傍聴人による録音・撮影は認めない』ものとししました。但し、申し出があり、協議会が認めた事項等についてはその限りではなしとします。

改めて、協議会の意思を確認させていただきたい。

②「杉並区生活安全協議会における会議傍聴の取扱いについて」の策定について

その他、細かなルールもあわせ、別添のとおり「杉並区生活安全協議会における会議傍聴の取扱いについて」（案）【資料 3-3】を事務局で作成しましたので、ご確認をお願いします。（策定根拠：杉並区生活安全及び条例施行規則第15条）本日以降、修正等の意見があれば事務局にご連絡をお願いします。

12月25日までにご意見がなければ、12月25日付で会長の確認を経て決定とし、令和7年1月1日から施行とさせていただきます。

4 その他

上記「3 ルール(取扱い)について」に関して、疑義が生じた場合は、会長が協議会に諮って、改めて決定することとします。

会議録の取扱い及び傍聴ルールについての アンケート集計結果報告書

令和 6 年 4 月

杉並区環境部環境課 生活環境担当
生活安全協議会事務局

■調査概要

○調査の目的

会議録及び傍聴のルール等について、委員の意見を伺い、今後当協議会での議論の参考資料として作成する。

○調査対象

杉並区生活安全協議会委員〈第11期〉・・・15名

※但し、関係機関を除く。

学識経験者〈2名〉、区民団体委員〈7名〉区民公募委員〈6名〉

○調査方法

郵送による配布・回収

○調査期間

令和5年3月27日配布、4月19日を返信期限として回収

○回収状況

有効回収数 11票 有効回収率 73%

○調査項目

1. 会議録の取り扱いについて〈表記方法〉
2. 傍聴等のルールについて

会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート【回答】

1. 会議録への氏名表示

<現状>

区公式ホームページ上に掲載している会議録には氏名表示はせず、発言委員名の記載を「A 委員」、「B 委員」として運用しています。しかしながら、「氏名（姓）表記すべき」といった意見も出てきています。

■今後の表記方法について、ご自身のお考えに近いものを選んで数字に○をつけてください。

① 自由闊達な発言の妨げ等になるので、従来通り、「A 委員」、「B 委員」の記載がよい	7 票
② 公開の会議であること等を鑑みて、氏名（姓）表記がよい	4 票
③ その他 下記に回答	

※③その他 下の枠内にご意見をご記入ください。

- ・従来通り「A 委員」「B 委員」の記載がよいと思いますが、会議内容の主旨にあった内容の意見の発言で、当事者が氏名表記をしても良いというのであれば、氏名を表記してもよいと思います。
- ・議会とは異なり公募や団体による委員がいますので、そこは選挙で選ばれた議員とは、状況と立場が異なると考えます。
- ・氏名表記にすると、もともと少ない委員からの発言が さらに少なくなる考えますので、A 委員、B 委員の方が望ましいと考えます。
- ・①従来通り「A 委員」「B 委員」の記載がよいと思いますが、会議内容の意見の発言で、当事者が代表をしても良いというならば、氏名を表記してもよいと思います。
- ・発言内容によっては、個人の特定とかわらないため①になる場合、自己紹介はカットしてもよいかと思いました。
- ・SNS 上での個人攻撃を防止するため、従来通りの記載がよいと思います。しかし、従来通りの記載において、委員が所属する個体名が不記載のため、

発言の趣旨が十分に伝わっていないと思われます。例えば「〇〇団体 A 委員」、「区民公募 B 委員」と記載すれば、より内容が理解されるのではないのでしょうか。

2. 傍聴等のルールについて

＜現状＞

傍聴等の取り扱いについて、当協議会としてのルールは定めておらず、区議会のルールを準用することとしています。

【これまでの運用】

- ・傍聴を希望する者は、必要事項を「傍聴人受付票」に記入して事務局に提出する。
- ・傍聴人が「撮影や録音」などを希望する場合は、その旨申し出の上、会長の許可が必要。
- ・騒ぎ立てる等、議事進行の妨げとなる行為を行った傍聴人は、会長から退場を命じられる場合がある。

【お尋ねします】

- 以上を踏まえ、今後の傍聴ルールについて、ご自身のお考えに近いものを選んで数字に○をつけてください。

① 上記（これまでの運用）の範囲で十分。議事進行の妨げにならないければ、録音・撮影・SNS 等での配信に、制限は不要	2 票
② 会議録が区公式ホームページ上に公開されるので、個人的な撮影・録音は認めるべきではない	5 票
③ 撮影・録音は、傍聴者本人のみが自身の資料として使用することを条件に、認める（SNS 等での配信は認めない）	4 票
④ その他 下記に回答	

※④その他 下の枠内にご意見をご記入ください。

- 現代社会では、インターネット、スマホの普及で子供から大人まで常に SNS の配信があり、ややもすれば悪い方向に使われることが多いため SNS の配信は認めないとする。
- 個人的な撮影録音は、恣意的に改変されて SNS で拡散されるような恐れもあり、認められないと思います。公式な議事録の公開が重要であると思います。
- 私自身のことですが、研修で使用したパワーポイントの内容を無断でウェブ上にアップされたことがありました。しかも一度アップされたものは、なかなか削除されず、長期間アップされたままのもので、内容も古く、現在の私が話す内容ではなかったため困惑しました。きっと、広く皆さんにと考えられてアップされたと思いますが、掲載者の責任範囲を疑います。ですから制限はしてほしいと思います。
- 傍聴は従来通りのルールで十分と思いますが、かつてより議会や審議会でのメディアの取材は減っている認識です。SNS での配信も止める訳ではありませんが、既存メディア、フリーのジャーナリスト、メディア名などある程度媒体資料や実績などを求めた方がよいと考えます。

杉並区生活安全協議会における会議傍聴の取扱いについて（案）

令和 年 月 日
協 議 会 決 定

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例施行規則（平成 15 年規則第 107 号）第 15 条の規定に基づき、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）の会議傍聴に関する取扱いに関し、次のとおり定める。

第 1 会議の傍聴

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成 15 年杉並区条例第 15 号。以下「条例」という。）第 16 条第 4 項の規定により、協議会の会議は公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

第 2 傍聴の手続

- （１）傍聴の受付は、協議会の当日、受付時間内で先着順とする。
- （２）協議会を傍聴しようとする者は、杉並区生活安全協議会傍聴申込書（第 1 号様式）に所要事項を記入し、申し出て、傍聴証（第 2 号様式）の交付を受け、これを着用するものとする。
- （３）傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員に傍聴証を提示し、予め用意された傍聴席に着かなければならない。
- （３）傍聴人は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴証を係員に返還しなければならない。

第 3 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、協議会を傍聴することができない。

- ア 危険物のほか、他の者に危害を及ぼすもの、迷惑となるもの又はそのおそれがあるものを所持している者
- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 係員に傍聴証の提示ができない者
- エ その他会長が傍聴を不適當と認める者

第 4 傍聴の定員

傍聴の定員は、傍聴人用の席数とする。ただし、会長が傍聴可能と認めるときは、この限りではない。

第 5 傍聴人の順守事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を順守して傍聴するものとする。

- ア 私語や雑談をしないこと。また、拍手やその他騒ぎ立てる等の方法により、審議の妨げとなる行為は行わないこと。
- イ みだりに傍聴席を離れたり、飲食や（体調管理のための水分補給を除く。）喫煙をしないこと。
- ウ 携帯電話は電源を切るかマナーモードとし、着信音等を発生させないこと。また、通話をしないこと。
- エ その他、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

第6 録音、撮影の禁止

傍聴人による録音・撮影は認めない。ただし、録音・撮影が必要と協議会が許可した場合は、この限りではない。

第7 会長等による指示

- （１）会長は、会場のほか、区が管理する施設内において公の秩序を維持し、また、円滑な議事進行を図るため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示させることができる。
- （２）傍聴人は、すべて会長又は係員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人への退出指示等

- （１）会長は、傍聴人が第5及び第6に定める事項に違反したとき、又は明確に違反するおそれがあると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、その傍聴人に退出を命じることができる。
- （２）傍聴人は、会長から退出を命じられたときは、速やかに退出しなければならない。
- （３）傍聴人は、協議会の決定により協議会が非公開となったときは、会長の指示に従い、直ちに協議会会場から退出しなければならない。

第9 その他

協議会の傍聴に関して、この取扱いに定めのない事項があった場合は、その都度、会長が協議会に諮り、決定する。

附 則

この取扱いは、令和 年 月 日から施行する。

(第1号様式(第2の(2)関係))

杉並区生活安全協議会

傍 聴 申 込 書

年 月 日

杉並区生活安全協議会会長 様

私は、本日開催される杉並区生活安全協議会の傍聴を申し込みします。

氏 名	
住 所	

(第2号様式(第2の(2)関係))

No. _____

杉並区生活安全協議会

傍聴証

日付：令和6年12月3日

○附属機関等の会議記録の作成要領

附属機関等の会議記録の作成要領

昭和62年 1 月 28 日

杉企情発第45号

第 1 この要領は、附属機関等の会議記録の標準的な作成方法について定めることを目的とする。

第 2 対象とする会議は、次のとおりとする。

(1) 附属機関 区長の附属機関

(2) 附属機関に準ずる機関 区職員（委員会及び委員の職員を含む。）以外の者で構成され、又は区職員以外の者が構成員として参加している会議で、施策のあり方、とるべき方向、施設建設など区的意思決定に重大な影響を与える事項を協議・検討する会議

第 3 「会議記録」とは、原則として会議の状況を文書に記録したもので、特に詳細な記録が必要な会議以外は要点筆記をいう。

第 4 会議記録の作成は、概ね次のとおりとする。

(1) 会議記録（甲）には、次の事項を記載する。

ア 会議名称、記録作成年月日、記録作成者

イ 開催日時、場所

ウ 出席者（出席委員、区側出席者、事務局職員を記載する。）

エ 傍聴者数（傍聴者数を記載する。傍聴者数が多数のため一部傍聴を断ったとき、秘密会で傍聴を断ったときは、その旨記載する。）

オ 配付資料（事前・当日の配付資料名を記載する。）

カ 会議次第（開催通知の内容ではなく、担当者用の進行表程度に具体的に記載する。）

キ 会議の結果及び主要な発言（結論部分は必ず記載する。また、有力な少数意見、反対意見も記載する。）

(2) 会議記録（乙）の記載方法は、次のとおりとする。

ア 会議の流れに沿って記録する。

イ 発言者が委員長等会を進行する者及び区職員の場合は、発言者名を記載する。発言者が委員の場合は、発言者名を記載しなくてもよいが、その場合は単に委員と記載する。

第 5 会議記録は、可能な限り速やかに作成するものとする。

第 6 会議記録の様式は、概ね別紙のとおりとする。

附 則

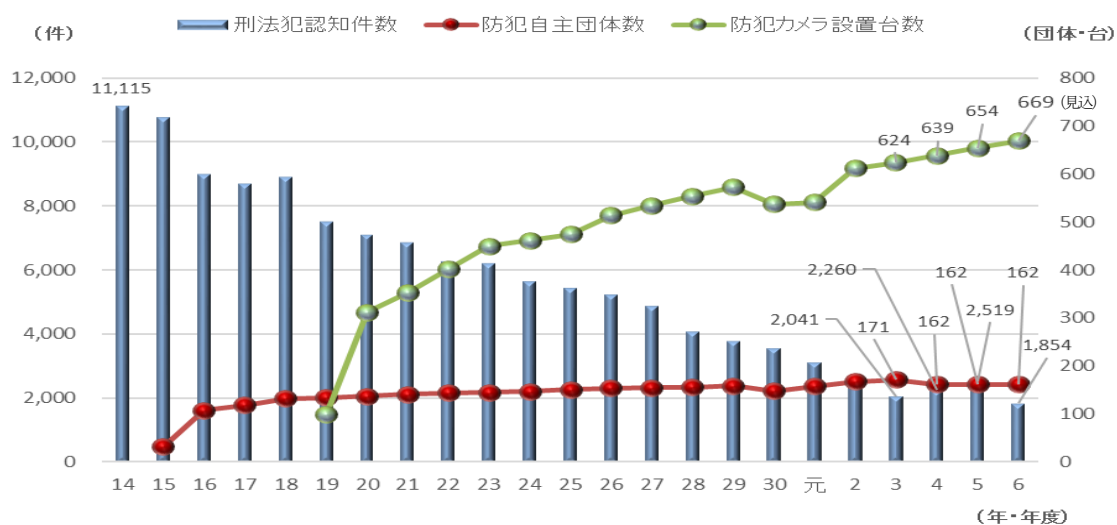
この要領は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

別紙 略

生活安全協議会資料
令和 6 年 12 月 13 日
危機管理室地域安全担当

区の防犯対策について

1 犯罪件数等の推移



※1 刑法犯認知件数は年、防犯自主団体数・防犯カメラ設置台数は年度末。

令和 6 年度の刑法犯認知件数、防犯自主団体数は令和 6 年 9 月末現在。

※2 防犯カメラ設置台数は、街角及び公園防犯カメラ、通学路防犯カメラ、防犯協会カメラの合計値。

※3 防犯協会カメラは 27 年度から更新せず、令和元年度末で助成終了。

2 防犯対策

(1) 各種防犯カメラの設置拡充

- ・ 街角及び公園防犯カメラの設置

※令和 6 年度は、街角及び公園防犯カメラを合わせて 15 台設置予定

※公園防犯カメラは、令和 4 年度から設置開始

(2) 防犯自主団体の活動支援

- ・ 活動物品の支給

令和 3 年度より、団体の人数（上限 40 名分）に応じてポイントを付与し、団体が必要とする物品を支給する。令和 5 年は 20 団体、令和 6 年は 10 月末現在 11 団体に支給。

- ・ 研修会の実施

令和6年1月、区内三警察署管内ごとに研修会を実施。合計129名が参加。本年度も令和7年1月開催予定。

(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動

- ・ 区安全パトロール隊（区職員） 隊長以下15名、車両5台、勤務時間：開庁日8:30～17:15

日々の区内パトロール活動、安全パトロールステーションでの防犯相談、侵入・強盗等の対策として区民の要請に基づく防犯診断などを強化・推進した。

その他、小学校下校時警戒などの児童の安全対策強化、特殊詐欺に係るアポ電が多発する地域での重点パトロール及び広報活動、保育施設等における安全点検・不審者対応訓練の実施など、随時、幅広く区民の安全・安心に直結する活動を展開した。

- ・ 安全パトロール隊（業務委託） 隊員6～8名、車両3～4台

6:30～10:00 路上喫煙防止パトロール

6:30～19:00 防犯パトロール

19:00～ 6:00 区立公園・駅前広場パトロール

上記を基本に、その他、特殊詐欺防止に関する広報活動や重点防犯パトロールなどを適宜実施した。

(4) 防災・防犯情報メールの配信

- ・ 区内で発生した身近な犯罪（特殊詐欺、空き巣、ひったくり、自転車盗）に関する情報と子どもの安全に関わる不審者情報などを区民へメールで配信した。

登録者数は、10月末現在27,671人

○犯罪発生情報：毎日配信（土・日・祝日・年末年始を除く）

○子ども見守り情報：随時（土・日・祝日・年末年始を除く）

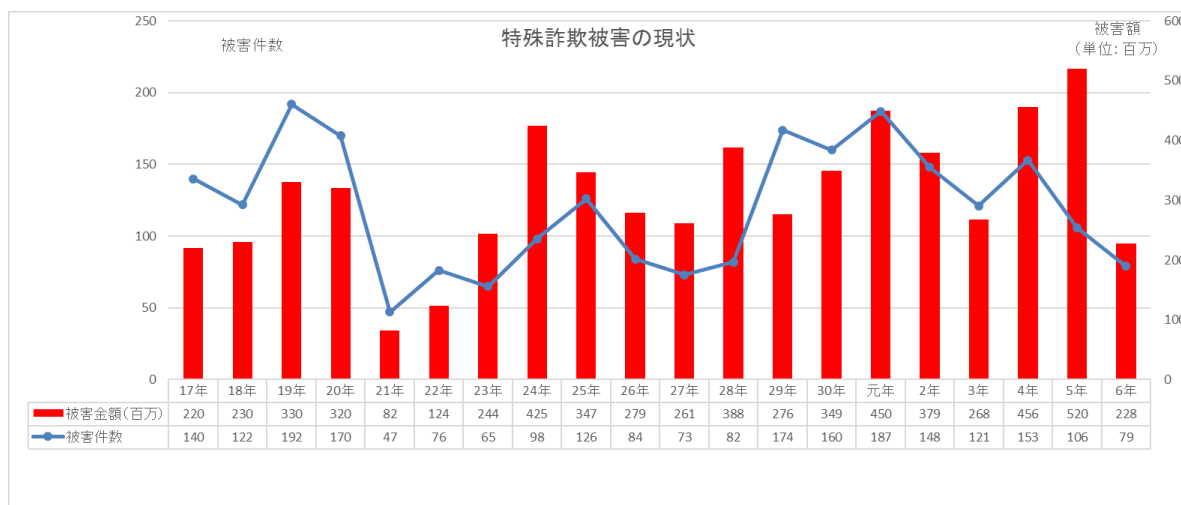
※令和3年度から防災情報メールと統合

※平成31年度からメールけいしちょうと連携

(5) 特殊詐欺対策

・ 特殊詐欺被害の現状

(令和 6 年 9 月末現在)



・ 自動通話録音機の設置促進

平成 27 年度から区内在住の 65 歳以上の必要世帯に無料貸与を開始し、本年 10 月末現在で累計 8,123 台を貸与した。

(令和 6 年 10 月末現在)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
貸与台数	745	300	300	500	1,292	1,077	1446	933	1,109	421	8,123

※平成 27 年度は東京都購入分

・ 振り込め詐欺被害 0 (ゼロ) ダイアルの運用

被害の未然防止や不安軽減のため、平成 30 年 6 月 25 日、区民が 24 時間 365 日、特殊詐欺に関する電話相談できる窓口を開設し、本年 10 月末現在で累計 4,471 件の相談があった。

(令和 6 年 10 月末現在)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
相談件数	557	1,027	646	486	923	492	340	4,471

- ・ 「広報すぎなみ」等を活用した広報啓発活動

○ 広報すぎなみ（令和6年9月15日号）

電話で「お金が戻ってくる」は詐欺です！

**区職員をかたる
詐欺電話に
ご注意ください**

区内で、区職員を名乗りお金をだまし取る特殊詐欺の被害が多発しています。電話で、区職員を名乗り「保険料が戻ってくる」「医療費の還付がある」といったお金の話をされたら、それは「詐欺」です。区からこのような電話をすることはありません。少しでも怪しいと思ったら、迷わず電話を切り、警察署または杉並区振り込め詐欺被害ゼロダイヤル☎5307-0800（24時間受け付け）にご相談ください。

——問い合わせは、危機管理対策課地域安全担当へ。

自動通話録音機を無償で貸し出しています

区では、特殊詐欺対策として、区内在住の65歳以上の世帯に自動通話録音機を無償で貸し出しています。

- 電話をかけた相手に警告音声を流します。その間は呼び出し音が鳴らないので、相手が電話を切れば、電話がかかってきたことに気づきません。
- 警告音声の後に、相手が電話を継続した場合は、電話機の呼び出し音が鳴り、通常どおり会話ができます（会話は録音されます）。

☎5307-0801。または直接、危機管理対策課（区役所東棟5階）、区内警察署生活安全課（杉並〈成田東4-38-16〉・高井戸〈宮前1-16-1〉・荻窪〈桃井3-1-3〉） 貸出時に本人確認書類（保険証・運転免許証など）持参

○ 防犯診断

杉並区安全パトロール隊員がご自宅の防犯対策のアドバイスを行います。

無料

**防犯診断
やってます！**

警視庁OBの区職員（杉並区安全パトロール隊員）がご自宅にお伺いして、ご自宅の状況にあった防犯対策の助言を行います。

家の周り
見通し、フェンス、夜間の照明など

玄関ドア
ドアの素材、ドアスコープ、チェーンなど

窓
補助錠、フィルム、格子など

建物の外側からの診断を基本とし、防犯上のアドバイスをいたします。室内への立ち入りは、居住者の承諾に基づいて行いますので、立ち入りに支障がある場所等については、お伺いした際、に指示をお願いします。診断の際は、二人一組で、制服と名札を必ず着用してお伺いします。

問合せ・お申し込み先：
杉並区危機管理対策課 **03-5307-0317**

- ・ その他の取組

- 令和6年度杉並区敬老会の開催に伴い、式典参加者（5,412人）に向けて、警察と合同で被害防止チラシを配布するとともに、登壇し直接注意喚起を行った。
- 「安心おたっしや訪問」（高齢者在宅支援課）、「ふれあい収集」（杉並清掃事務所）のほか、杉並区町会連合会常任理事会等において、被害防止の注意喚起チラシを配布したほか、後期高齢者医療制度や介護保険等の通知（封書）に注意喚起を明記するなど、各業務において関係する高齢者に向けた啓発活動を行った。
- 警察と合同で、区役所職員を装った還付金詐欺被害防止動画を作成し、JCOM「すぎなみスタイル」及びYouTubeで配信している。
- 防災フォーラム、町会・自治会集会所、ささえあいシンポジウムなどにおいて、出張出前防犯講話を実施し、啓発活動を行った。
- 特殊詐欺被害防止を図るため、区役所等でのデジタルサイネージを活用した周知活動を行った。
- 区庁有車約100台に「特殊詐欺注意喚起パネル」を貼付し、啓発活動を行った。
- 屋根の修理など必要のないリフォームを行う悪質リフォーム業者対策として、消

費者センターと連携し、チラシの作成や安全パトロール隊による広報活動を行った。

- その他、杉並総合高校での闇バイト防止キャンペーン、区内の住宅展示場や社会福祉法人、医療法人などで特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施した。

(6) 自転車盗難防止対策

- ・ 刑法犯認知件数の約4割を占める自転車盗について、被害が集中する駅周辺における安全パトロール隊員による重点的な被害防止対策等を実施した。
 - 区内三警察署との自転車盗難防止キャンペーン実施（区内各駅）
 - ポスターやチラシを作成し、町会・自治会や区内の自転車駐車場等に配布するとともに、自転車盗難防止キャンペーンでワイヤー錠などの啓発グッズを配布した。

(7) 区境合同パトロール（10・11月）

- ・ 中野区、練馬区、世田谷区・渋谷区との区境合同パトロールを実施した。
（杉並区 126 名、総勢 242 名）



(8) その他

- ・ 令和6年6月8日(午前) 痴漢対策キャンペーン
（J R東日本・杉並警察署共催）
- ・ 令和6年6月8日(午後) ロックの日キャンペーン（鍵の見直しと防犯意識の啓発）
（阿佐ヶ谷駅）
- ・ 令和6年10月18日 地域安全のつどい（区内三警察署共催）
参加者 約330名

資料 4

資源持ち去り対策の実績について

「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づく古紙等の資源持ち去りに対するパトロール等の実績及び現状について、下記のとおり報告いたします。

記

1. パトロールの体制及び実施状況

(1) パトロール体制

- ① 実施区域・・・・・・・・杉並区内全域
- ② 実施日時・・・・・・・・日曜日を除く午前7時10分から随時
- ③ 車両台数及び従事者・・・普通乗用車1台×清掃事務所職員2名

(2) パトロール実施状況

	4年度	5年度	6年度(※)
パトロール件数	51	114	77
持ち去り車両確認数	52	48	56
現場指導件数	12	13	19
警告書配布件数		4	0

※令和6年11月末日現在

2. 資源持ち去りの現状

デジタル化の進展に伴う新聞購読者数の減少などの影響を受け、古紙資源量も減少傾向にあり、以前に比べて持ち去り行為も減っている状況にありますが、撲滅には至っておらず、区民からの情報提供等をもとに、監視パトロールを実施し、持ち去り行為を発見した際には、注意・指導を行って資源持ち去りの防止に努めております。

今後も、引き続き、パトロールを実施するとともに、区が委託している資源回収業者による通常収集作業前の早朝の回収や区民の協力を得ながら資源持ち去り対策に取り組んでまいります。

生活安全協議会資料
令和 6 年 12 月 13 日
環境部 環境課

路上喫煙対策について

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づく喫煙マナーの指導状況等について、次のとおり報告いたします。

1 指導実績（件）

地区名	高円寺	阿佐谷	荻窪	西荻窪	上井草	高井戸	6地区外	合計
3年度	119	76	103	12	6	1	214	531
4年度	186	84	163	24	3	2	243	705
5年度	127	61	131	3	3	7	166	498

※路上禁煙地区（6駅周辺）を中心に、区内全域で展開しています。

※指導件数は、職員と民間警備会社（朝3時間委託）の合計数です。

2 歩きたばこ等の調査

（1）歩きたばこ調査（人）

駅名	高円寺駅	阿佐ヶ谷駅	荻窪駅	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅	合計
3年度	4	1	1	4	0	0	10
4年度	3	1	3	1	1	0	9
5年度	3	2	4	2	3	0	14

※路上禁煙地区（6駅周辺）での朝90分の定点観測の数字です。

※年2回（春秋）調査の平均値。

（2）吸い殻調査（本）

駅名	高円寺駅	阿佐ヶ谷駅	荻窪駅	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅	合計
3年度	15	22	31	55	5	9	137
4年度	22	17	17	38	6	6	106
5年度	42	20	54	11	10	6	143

※上記数値は定点観測時の吸い殻ポイ捨ての数

※年2回（春秋）調査の平均値

3 傾向と取組について

（1）喫煙マナーについて

路上禁煙地区内の指導実績は、令和5年度は498件となりました。平成28年度の件数は1,180件余ですので、毎年度、多少の増減はありますが、傾向としては、喫煙ルールの区民への浸透は進んでいるものと判断しています。

一方、歩きたばこやポイ捨ては、最近では、路上禁煙地区の境界周辺の路地裏で散見される傾向にあります。こうした路地裏の歩きたばこ等に対しては、区民から要望を受け次第、直ちに現場を確認して、発生する時間帯や周期などを聞き取り、場所や時間帯を絞り込んで、その付近のパトロールを強化すると共に、路面標示を目立つように工夫する等、機動的な対応で臨んでいます。

さらに、受動喫煙に関しては、法令等により、原則、屋内が禁煙となったことを受け、飲食店等の屋外店先に置かれる灰皿付近での喫煙に伴う副流煙や匂いに対し、改善を求める要望が目立つようになりました。

こうした要望には、現場を確認の上、店の責任者と面談して、敷地内で、通行人への副流煙等の影響が最も軽微な場所に灰皿を設置するよう要請しています。可能であれば、灰皿の撤去をお願いすると共に、少なくとも、お店の閉店時は灰皿の片付けを依頼しています。また、喫煙する際は、極力、少人数の分散喫煙に努めるよう、店員やお客への注意喚起をお願いしています。

今後も効果的な巡回パトロール、路面標示等の工夫、受動喫煙対策への協力依頼等を通じて、喫煙者、非喫煙者共に、快適な喫煙対策を推進して参ります。

（２）公衆喫煙場所の整備について

令和元年度までに、駅前広場や公園等区立施設に計 15 箇所の公衆喫煙場所（屋外）の整備を行いました。その後、民間事業者等に対して、公衆喫煙場所の設置を促すために、「杉並区公衆喫煙場所設置助成制度」を創設しました。この制度を活用して、令和 2 年度に阿佐ヶ谷地区に 1 箇所、令和 6 年度に高円寺地区に 1 箇所、事業者への助成を行い、民間の公衆喫煙場所（屋内）として 2 箇所を整備しました。引き続き、助成制度を活用して民間公衆喫煙場所の拡充を図って参ります。

一方、受動喫煙に対する改善要望は、その大半が、公衆喫煙場所（屋外）の構造が全てパーテーション型の為、煙や匂いが周囲に漏れるというものです。区では改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、「杉並区受動喫煙防止対策推進方針」を策定し、望まない受動喫煙が生じないように、以下の対策を講じて参りました。

○上井草スポーツセンター公衆喫煙場所について（令和 6 年度）

上井草スポーツセンター内の公衆喫煙場所は、次の観点から検討を行いました。

- ①第一種住居専用地域内に存し、近隣住民並びに施設利用者や施設関係利用者から受動喫煙の苦情が寄せられている。
- ②他の公衆喫煙場所と比較して、駅や商店街から離れていて、他に比べ利用者が少数である。
- ③区内の他のスポーツ施設は、原則、喫煙場所を設置していない。

以上から、他の駅前等の喫煙場所とは異なる状況にあると判断して、当該喫煙場所の利用を令和 6 年 6 月より休止しています。今後、存廃について、休止前後の歩きたばこ等の指導件数の増減や周辺への影響等を含め、総合的に検討してまいります。

○荻窪駅南口公衆喫煙場所の改修について

区内で利用者が最多の喫煙場所ですが、パーテーション型の構造であり、また、すぐ脇を J R 総武線が運行し、空気の流れが発生する関係で、タバコの煙や匂いが周囲に漂い、地下鉄の階段、荻窪駅の J R のホームにまで影響が及んでいます。

さらに、当該喫煙場所は面積（7.2 m²）の割に利用者が多く、喫煙場所からはみ出

るいわゆる「はみ出し喫煙者」が常態化し、苦情・要望の原因の一つとなっています。

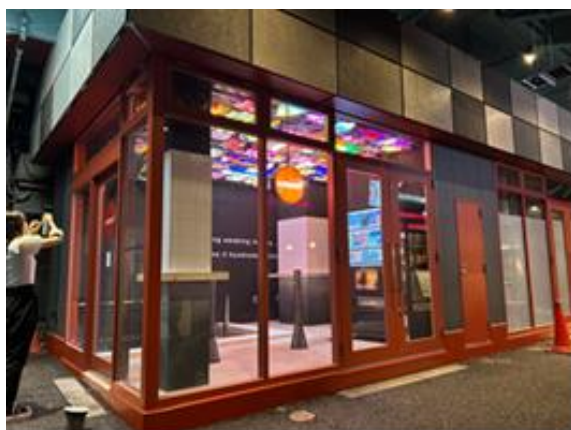
こうした当該喫煙場所の受動喫煙の被害に対する苦情・要望は、区に寄せられる喫煙の苦情・要望の3割強を占めるに至っています。

こうした深刻な現状を踏まえ、区では、受動喫煙対策等の一層の充実を求める区民の声に応えるために、改修工事を進めることとしました。

具体的には、今年度は、当該喫煙場所内にある花壇を移設し、喫煙スペースを拡大(6.7 m²)して、「はみ出し喫煙」対策を進めました。来年度は、さらに完全分煙の「コンテナ型喫煙場所」への改修を検討しています。



○公衆喫煙場所設置助成制度の活用による喫煙場所の新設について



区では、喫煙者及び非喫煙者の双方に配慮した分煙化の徹底を目指し、受動喫煙対策が講じられた一般開放可能な公衆喫煙場所の設置を促すため、設置に要する経費を助成しています。令和6年8月20日より、高円寺駅西側商業施設の高円寺マシタ内に、事業者が運営するものとしては、2か所目となる「THE TOBACCO KOENJI」が開設されました。

4 路上禁煙地区について

路上禁煙地区は、通行者が多く、歩きたばこ等が非常に危険なJR駅周辺など6地区を指定し、重点的に巡回パトロールを実施して喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めているところです。

この間、一定の地域全域を路上禁煙地区にして欲しい旨の要望がありましたが、一方で①地域全域を禁煙地区に指定した他区の先例では、違反が横行し、收拾がつかない状況で対応に苦慮していること②一部地域を指定すると、その場所以外の地域に集まってしまうことなどが課題に上っています。

これを受け、区としては、当面、指導体制を増員し、強化しつつ、喫煙場所の整備を着実に進めながら、引き続き、現在の6地区の指定を継続していきたいと考えています。

尚、路上禁煙地区の指定に関して、陳情が出されました。こちらについてのこれまでの審議経過等は別紙資料6-2の通りとなっています。

陳 情 文 書 表

令和 6 年第 3 回杉並区議会定例会

番 号	6.陳情 第 2 1 号	受理年月日	令和 6 年 7 月 8 日
件 名	荻窪五丁目町会全域を路上禁煙地区に指定することを求める陳情		
陳 情 者	杉並区荻窪 5 [REDACTED]		
	[REDACTED]		

(要旨)

陳情の主旨

荻窪五丁目町会全域を路上禁煙地区に指定してください。

陳情の理由

荻窪五丁目5番～30 番を範囲とする荻窪五丁目町会は、荻窪駅南口に面する駅前町会であり、多くの通勤の方が通行すると同時に、区立桃井第二小学校や都立荻窪高校、4 つの私立認可保育園が所在している、多くの子どもたちが生活する地域でもあります。

それにもかかわらず、路上禁煙地区に指定されている路線は町会範囲内の一部に過ぎず、通勤時間帯を中心に、至る所で路上喫煙や、区内全域で禁止されているはずの歩行喫煙が横行しています。朝の通勤時間帯には路上喫煙防止指導員の巡回も行っていますが、大きな改善が見られない状況です。

そういった中、区議会の議論の中で、路上禁煙地区の指定によって、路上喫煙を防ぐ効果が認められるという区の見解が示されたと承知しています。つきましては、町会区域の全域を路上禁煙地区に指定することで、歩行喫煙・路上喫煙を防止したく、区議会に陳情いたします。

なお、区議会でも長年にわたって議論いただいているとのことですが、荻窪駅南口の公衆喫煙場所についても、煙が漏れるため受動喫煙が発生していることや、喫煙場所周辺で路上喫煙が行われているなど、大きな課題があるものと認識しています。この問題についても、解決に力を尽くすことを求めます。

杉並三署刑法犯認知状況(10月末)

所 属	特 殊 詐 欺						侵 入 窃 盗		強 盗		性 犯 罪						自 動 車 盗		子どもに対する 犯 罪		刑法犯認知件数		
			詐 欺		キャッシュカード詐欺盗								不同意性交等		不同意わいせつ								
	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	増 減	6年	前年	増 減
警察署計 (都内)	2,704	+366	2,489	+442	215	-76	1,848	+53	212	+7	1,176	+216	499	+186	677	+30	202	+37	255	+1	78,374	73,068	+5,306
杉 並	18	-17	13	-15	5	-2	50	+29	2	-1	4	-4	2	+1	2	-5	1	+1	3	+2	861	855	+6
高 井 戸	25	+4	24	+7	1	-3	8	-12	4	+3	6	-1	0	-3	6	+2	1	±0	0	-1	609	631	-22
荻 窪	40	+15	38	+14	2	+1	11	-5	1	±0	8	+6	0	±0	8	+6	0	±0	0	±0	634	560	+74
杉並区	83	+2	75	+6	8	-4	69	+12	7	+2	18	+1	2	-2	16	+3	2	+1	3	+1	2,104	2,046	+58

※ 杉並三署手集計による

令和6年12月13日
 杉並区生活安全協議会資料
 杉並・荻窪消防署

1 杉並区の火災状況（令和6年1月～10月）

（令和6年10月31日現在速報値）

項目			杉並区(A+B)		杉並署管内 (A)		荻窪署管内 (B)	
			件数	増減	件数	増減	件数	増減
火災 種別	建物火災	全焼	1	0	1	0	0	0
		半焼	1	0	1	0	0	0
		部分焼	15	-8	9	-4	6	-4
		ぼや	58	13	44	23	14	-10
		小計	75	5	55	19	20	-14
	車両		7	3	5	2	2	1
	その他		13	0	9	-2	4	2
合計			95	8	69	19	26	-11
焼損床面積 (㎡)			164	-122	125	-105	39	-17
焼損表面積 (㎡)			171	-519	112	-212	59	-307
死者 (人)			1	0	1	0	0	0
傷者 (人)			20	-1	13	8	7	-9
出火 原因	電気関係 (電気機器、 電気コード・プラグ等)		41	14	29	16	12	-2
	ガステーブル等		6	-5	1	-4	5	-1
	放火 (疑い含む)		9	1	7	1	2	0
	たばこ		11	-8	6	-8	5	0
	線香ろうそく		0	-3	0	0	0	-3
	その他・不明		28	9	26	14	2	-5

備考：項目欄の増減は、対前年同日比を示します。

2 杉並区の火災件数及び火災による死者の状況

杉並区の火災発生件数は、95件で昨年同日より8件増となっています。

また、建物火災件数は、75件で昨年同日より5件増となっていますが、焼損床面積及び焼損表面積がともに減少しており、延焼火災の発生は減少傾向となっています。

杉並区の火災による死者は、令和6年2月に高円寺南の火災で1名発生しており、昨年同日と同じ人数となっています。

3 出火原因について

杉並区の火災出火原因は、電気関係に起因する件数が41件で火災全体の約43%を占めており、昨年同日より14件増となっています。

また、放火（放火の疑いを含む）に起因する件数は9件で、昨年同日より1件増となっています。

杉並区の 喫煙ルール

Suginami City Smoking Rules
杉并区的吸烟规则
सुगिनामी कु/वार्डको धुम्रपान नियम

杉並区で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールです。
公共の場所での受動喫煙を防止するため、ルールを守り、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。「加熱式たばこ」も対象です。

These rules should be followed by all the people who live, work, and visit Suginami City.
Please follow the rules to prevent passive smoking in public areas. We appreciate your cooperation to create a comfortable environment for both smokers and non-smokers. "Heated cigarettes" are also subject to the rules.

这是在杉并区生活的人，工作的人，及来访的人等所有的人都应该遵守的规则。
为了防止在公共场所被动吸烟，请遵守规则，协助创造一个吸烟的人与不吸烟的人都能心情愉快地度过环境。
也包括「加热式香烟」

सुगिनामी कु/वार्डमा बस्ने, काम गर्ने तथा आउने सम्पूर्ण व्यक्तिले पालना गर्नुपर्ने नियम हो ।
सार्वजनिक स्थानहरूको निष्क्रिय धुम्रपान (एकले खाएको चुरोटको धुँवाले नखाने अरुलाई गर्ने असर) रोक्नको लागि, कृपया नियमहरू पालना गरी,
धुम्रपान गर्ने र धुम्रपान नगर्नेहरू दुवैका लागि सहज वातावरण सिर्जना गर्न मद्दत गर्नुहोस्। यो आगो बालेर खाने चुरोट बाहेक अन्य किसिमको चुरोटमा
पनि लागू हुन्छ।

ルール その1 区内全域では、歩きたばこ・ポイ捨て禁止です。

The city prohibits smoking while walking and tossing away cigarette butts in the whole area.

全区范围内 禁止边走边吸烟，乱扔垃圾

सुगिनामी कु/वार्डको सम्पूर्ण क्षेत्रहरूमा हिँड्दै धुम्रपान गर्ने र चुरोटको थुता /फोहोर जताततै फाल्न निषेध गरिएको छ।

ルール その2 路上禁煙区域では、喫煙禁止です。喫煙場所で喫煙しましょう。

Smoking is strictly prohibited in the "Public Non-smoking Areas". Please smoke in the designated smoking area.

在街头无烟区 禁止吸烟 在指定吸烟场地吸烟

धुम्रपान गर्न नहुने क्षेत्रहरूमा धुम्रपान निषेध गरिएको छ।
कृपया धुम्रपान गर्न तोकिएको/अनुमति दिइएको ठाउँमा धुम्रपान गर्नुहोस्।

ルール その3 配慮義務 受動喫煙防止のため、上記1、2のルールを守って喫煙する時も、周囲の人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮する、優しい喫煙者になりましょう！

Duty of care Even when smoking under the rules 1 and 2, please be a gentle smoker who considers people around you so that they are not exposed to cigarette smoke.

关怀义务 为了防止被动吸烟，遵守上述1、2的规则吸烟时，也要注意不要让周围的人吸到烟，做个和善的吸烟者吧！

हेरचाह/सावधानीको कर्तव्य निष्क्रिय धुम्रपान (एकले खाएको चुरोटको धुँवाले नखाने अरुलाई गर्ने असर) रोक्नको लागि, कृपया माथिका नियम 1 र 2 पालना गरीकन पनि धुम्रपान गर्ने बेलामा वरपरका मानिसहरू सम्म आफूले खाएको धुँवा नपर्ने गरी सावधानी पूर्वक धुम्रपान गर्नुहोस्!

事業者の皆様へ

灰皿の場所が事業者の皆さまの敷地内にあっても、喫煙による煙等の影響が、できるだけ通行人等に及ばない工夫が求められます。灰皿の移動または撤去により、周囲の喫煙環境の改善をお願いすることがあります。

・人通りの多い場所の近くに灰皿をおかない ・子どもの通学時間帯に灰皿を使わせない

喫煙ルールを守っていただけるよう巡回しています

喫煙ルールを周知するため、区内を巡回しています。路上での喫煙者や、吸い殻のポイ捨てをしている人などを見かけた場合には、ルールを守っていただくようお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆杉並区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」(平成16年11月1日施行)で、杉並区内で守るべきルールとして定めています。

杉並区 環境部環境課生活環境担当 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 電話03-3312-2111 (代表)



杉並区の喫煙ルール

Suginami City Smoking Rules
杉并区的吸烟规则
सुगिनामी कु/वार्डको धुम्रपान नियम



区内全域で歩きたばこ・ポイ捨て禁止です。
駅周辺には「路上禁煙地区」があります。
ルールを守って、吸う人吸わない人
みんなで快適なまちをつくっていきましょう。

*「加熱式たばこ」も喫煙ルールの対象となります。

どういう場所が 路上禁煙地区なの？

人の往来が特に多い、
駅周辺等、区内6地区を、
路上禁煙地区に
指定しています。

なぜ、区内全域で 歩きたばこ・ポイ捨て が禁止なの？

喫煙しない人の
迷惑になる歩きたばこ、
まちを汚すポイ捨ては、
区内全域で禁止です。

受動喫煙に 配慮しましょう！

健康への影響や、煙やにおいが
苦手な人も多くいます。
特に、子どもや妊婦など、
健康に配慮が必要な人が
近くにいるときは、
喫煙を控えましょう！

喫煙ルールを厳守して、喫煙する人もしない人も、皆が快適に暮らせるきれいなまちにしましょう！

ご協力をお願いします。

確認しよう！

路上禁煙地区(重点地区)
喫煙場所マップ



令和6年11月現在

© SUGINAMI CITY

杉並区の喫煙ルール

範囲	区内全域	路上禁煙地区（重点地区）
内容	歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て 禁止（自転車乗車中を含む）	喫煙行為を禁止 （自転車乗車中を含む）
罰則	なし	あり。過料2,000円 ※区職員の路上喫煙防止指導員 が徴収
サイン		

杉並区では、条例により区内全域で、**歩きタバコや吸い殻のポイ捨て**をしないよう定めています。また、地図のとおり区内6駅周辺を重点地区として「**路上禁煙地区**」に指定し、喫煙自体を禁止しています。路上禁煙地区では、条例施行後、地区を中心に啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。しかし、ルールを守らない喫煙者が見受けられるため、平成21年10月1日から、路上禁煙地区における条例違反者に対し、2,000円の過料を科すことにしました。今後は、区内全域でも啓発活動を強化し、歩きタバコをしないことなど、喫煙マナーの向上を呼びかけていきます。

Suginami City has an ordinance prohibiting **smoking while walking and tossing away cigarette butts** in the whole area of the city. Also, as shown on the map, the streets around the six stations are designated as “**Public Non-smoking Areas**”, where smoking is strictly prohibited. (The segments depicted with the red lines on the map) Since the enforcement of the city ordinance, efforts have been made to improve smoking manners by conducting awareness-raising activities and patrols for environment beautification focusing on the “Public Non-smoking Areas”. However, there were still smokers who failed to follow the rules, therefore the City decided that violators of the city ordinance in the “Public Non-smoking Areas” should be fined 2,000 yen from October 1st, 2009. We will strengthen awareness-raising activities in the whole area of the city and continue to call for improvement of smoking manners.

杉并区根据有关条例规定，全区内**禁止边走边路边吸烟以及随手乱扔烟蒂**。并且地图所示全区内6个车站的周围指定为「**禁止路上吸烟地区**」（地图红线部分所示）。「禁止路上吸烟地区」禁止一切吸烟行为。「禁止路上吸烟地区」的条例实施后，加强了指定重点地区为中心，禁止吸烟、美化环境的巡逻。努力提高了吸烟者遵守吸烟规则的意识。与此同时也发现了一些不遵守本规定的人员。因此从2009年（平成21年）10月1日起对凡是违反此规定的人员处以2000日元的罚款。今后，加强全区范围内的禁烟活动、禁止边走边路边吸烟、共同遵守吸烟规则。

सुगीनामी वार्डको अध्यादेश अनुसार सुगीनामी वार्डको सम्पूर्ण क्षेत्रमा **हिँड्दै धुम्रपान गर्ने/चुरोट खाने वा चुरोटको थुता /फोहोर फाल्न** नहुने नियम तोकिएको छ । साथै, नक्सामा देखाइएको सुगीनामी वार्डको 6 वटा स्टेशन वरपरको क्षेत्रलाई प्राथमिकता क्षेत्रको रूपमा “**धुम्रपान निषेधित सडक**” भनि तोकि, धुम्रपान नै निषेध गरिएको छ। धुम्रपान निषेधित सडकमा अध्यादेश लागू भएपछि त्यस क्षेत्रमा मुख्यतया सचेतना अभियान र वातावरणीय सौन्दर्यीकरण गस्ती टोली खटाई धुम्रपान गर्नेहरूको आनीबानी सुधार गर्ने प्रयास भएको छ । तर, कतिपय धुम्रपान गर्नेले नियम पालना नगरेकाले 2009 साल अक्टोबर 1 तारीख देखि धुम्रपान निषेधित सडकमा अध्यादेश उल्लंघन गर्नेलाई 2,000 येन जरिवाना गर्ने निर्णय गरियो । भविष्यमा, हामी वार्डका सम्पूर्ण क्षेत्रहरूमा सचेतना-बढाउने गतिविधिहरूलाई बलियो बनाई, हिँड्दै धुम्रपान नगर्ने तथा धुम्रपान गर्दा पालना गर्नु पर्ने नियम वा आनीबानीलाई सुधारन प्रोत्साहित गर्नेछौं।



JR 西荻窪駅周辺 (NISHIOGIKUBO STATION)



JR 阿佐ヶ谷駅周辺 (ASAGAYA STATION)

※阿佐谷南2-18-8 3階音楽館 午後2時から午後10時まで利用可



西武新宿線上井草駅周辺 (KAMIGUSA STATION)



JR 荻窪駅周辺 (OGIKUBO STATION)



JR 高円寺駅周辺 (KOENJI STATION)

※高円寺南3-70-9 THE TOBACCO KOENJI 午前7時から午後9時まで利用可



京王井の頭線高井戸駅周辺 (TAKAIDO STATION)

※赤色が路上禁煙地区です。※Red areas are no-smoking areas. ※红色为禁烟区。 ※रातो रंग लगाएको ठाउँ धुम्रपान निषेधित क्षेत्र हो।